

議案第44号

読谷村水道事業給水条例の一部を改正する条例

読谷村水道事業給水条例（平成14年読谷村条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第22条第1項の表を次のように改める。

種別	用途別	基本料金 1月につき		超過料金 1立方メートルにつき	
		水量	料金（税抜）	水量	料金（税抜）
専用 給水 装置	一般用	8立方メートル	987円	9立方メートルから 20立方メートルまで	223円
				21立方メートルから 40立方メートルまで	235円
				41立方メートル以上	248円
	営業用	10立方メートル	2,355円	11立方メートルから 500立方メートルまで	295円
				501立方メートルから 3,000立方メートルまで	308円
				3,001立方メートル以上	320円
	浴場営業用	100立方メートル	10,952円	101立方メートル以上	123円
	官公署 用	12立方メートル	2,450円	13立方メートルから 500立方メートルまで	295円
				501立方メートルから	308円

			3,000立方メートルまで	
			3,001立方メートル以上	320円
基地用	12立方メートル	2,560円	13立方メートルから 500立方メートルまで	307円
			501立方メートルから 3,000立方メートルまで	320円
			3,001立方メートル以上	333円
臨時用	8立方メートル	2,618円	9立方メートル以上	546円
連合用	1戸（世帯）当たりの料金は、一般用を適用する。この場合の料金算定の基礎となる使用水量は、各戸（各世帯）均等に使用したものとみなす。			

第33条第2項ただし書及び第36条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第5条第1項、第33条第2項ただし書及び第36条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の読谷村水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第22条第1項の表の規定は、令和8年5月計量分の水道料金から適用し、同年4月計量分以前の水道料金については、次項及び附則第4項の定めるところによる。
- 3 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における新条例第22条第1項の規定の適用については、同項の表は、次のとおりとする。

種別	用途別	基本料金 1月につき		超過料金 1立方メートルにつき	
		水量	料金 (税抜)	水量	料金 (税抜)
専用 給水 装置	一般用	8立方メートル	970円	9立方メートルから 20立方メートルまで	193円
				21立方メートルから 40立方メートルまで	203円
				41立方メートル以上	214円
	営業用	10立方メートル	2,205円	11立方メートルから 500立方メートルまで	258円
				501立方メートルから 3,000立方メートルまで	271円
				3,001立方メートル以上	283円
	浴場営業用	100立方メートル	10,952円	101立方メートル以上	123円
	官公署 用	12立方メートル	2,300円	13立方メートルから 500立方メートルまで	258円
				501立方メートルから 3,000立方メートルまで	271円
				3,001立方メートル以上	283円
	基地用	12立方メートル	2,410円	13立方メートルから 500立方メートルまで	270円
				501立方メートルから 3,000立方メートルまで	283円
				3,001立方メートル以上	296円
	臨時用	8立方メートル	2,355円	9立方メートル以上	482円
	連合用	1戸 (世帯) 当たりの料金は、一般用を適用する。この場合の			

	料金算定の基礎となる使用水量は、各戸（各世帯）均等に使用したものとみなす。
--	---------------------------------------

- 4 前項の規定により適用される新条例第22条第1項の表の規定は、令和7年11月計量分の水道料金から適用し、同年10月計量分以前の水道料金については、なお従前の例による。

令和7年6月10日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實